

## 特殊制限箇所の速度制限標識未設置について

曲線における列車の速度制限は、曲線の半径や車両形式等により定められていますが、それに加えて線路の条件を勘案し、従来とは異なる制限速度を設定する箇所(特殊制限箇所)があります。

今回、福知山支社管内において、特殊制限箇所に対する速度制限標識が未設置となっている箇所があることが判明しましたので、以下に概要をお知らせします。

### 1 調査内容

当支社管内の線路の勾配などを勘案し、従来の速度とは異なる制限を行う曲線(特殊制限箇所)において、必要な「速度制限標識」が設置されているかを調査しました。

### 2 調査結果

福知山支社管内の山陰線の久谷駅～浜坂駅間の曲線1か所において、本来設置すべき速度制限標識が未設置でした(同一箇所ですり列車用、下り列車用の各1枚)

- ・当該箇所は半径400mの曲線、区間長245mです。  
※半径400mの曲線における通常速度制限は75km/hですが、乗り心地を考慮し特殊制限を73km/h以下で設定すべきでした。
- ・当該箇所を走行する快速列車(1日4本設定)で、特殊制限速度を超過している恐れがありました。なお、従来の速度で運行していた場合でも、速度超過は最大2km/hで、安全上の問題はなく、脱線・転覆等の危険性はありません。

### 3 原因

2012年に、久谷駅の構内改良で線路配置を変更した際に、隣接駅間についても標識設置の検討範囲すべきところを、久谷駅構内のみを検討の対象範囲と認識したためと思われます。

### 4 対応

運転士に当該箇所の正しい「制限速度」を周知するとともに、「制限速度」に応じた運転を行うよう指導しました。速度制限標識を準備でき次第、速やかに設置します。